# 青森みちのく口座開設アプリ利用規定

本利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社青森みちのく銀行(以下「当行」といいます)が提供するアプリケーション「青森みちのく口座開設アプリ」(以下「本アプリ」といいます)のご利用 条件を定めたものです。本アプリを利用する場合は、本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分理解・同意したうえで、自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

#### 第1条 本アプリについて

- 1. 本アプリは、お客さまがスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動することにより、普通 預金口座開設の申込み・インターネットバンキングく青森みちのく>つないでネ!ットの申込みを行う ことができるサービス(以下「本サービス」といいます)を提供するためのアプリケーションです。
- 2. 本サービスの利用者は、当行所定の条件を満たす日本国内居住の個人のお客さまに限ります。
- 3. 本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。
- 4. 本アプリのダウンロードは無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード(再ダウンロードを含みます)にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

## 第2条 本アプリの権利帰属、利用範囲等

- 1. 本アプリの著作権その他の各知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
- 2. お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。個人的理由を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。
- 3. 当行はお客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。
- 4. 当行から請求があった場合、お客さまはすみやかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

### 第3条 免責事項

- 1. 当行は本アプリの機能・性能および内容についての正確性、信頼性、安全性および第三者の権利を侵害していないこと等につき、明示的にも、黙示的にも保証するものではありません。
- 2. 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等)、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き当行が一切その責任を負いません。
- 3. 前項のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき
  - (2) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

- (3) 本アプリを日本国外に持ち出したとき
- (4) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき

### 第4条 利用者責任

- 1. お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに起因して第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さまの責任において解決するものとします。
- 2. お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを 賠償する責任を負います。

### 第5条 本アプリの変更内容等

- 1. 当行は本アプリまたは本サービスおよび本規定の内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
- 2. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良(以下、「アップグレード」といいます)した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後の本アプリがご利用になれない場合があります。

## 第6条 準拠法・管轄

本サービスにも基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店を所管する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第7条 規定の変更

- 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2025年1月1日現在